

史

林

第二十八卷 第三號

(通卷第一百號) 昭和十八年七月發行

ギリシアにおける政治思想史の開幕

原 隨 園

ピタゴラスの立法のうちに政治思想を考へることは困難であるが、ピタゴラスと同じやうな地位に立つたソロンにおいて、吾々はギリシア最初の政治思想を考へることが出来る。ソロンの歌ふところは、彼の政治的業績を示す里標であり、實際政策の思想的背景を明確に露出してゐるからである。

アルクヒロクホスのやうな主我的な生活を主張するものに對して、集團生活の發展のために努力したのがソロ

ンであつた。勿論「自らを知れ」といつたソロンにおいても (Suidas, Solon による) 強き自己省察の意識は働いてゐる。ディオゲネスの言ふところによれば、此の言葉はタレス (Thales) 又はクヘイロン (Chiron) の語だと傳へてゐる (Diogenes, I 40) のであつて、當時一般にかゝる思想傾向があつたのである。但し、かかる格言的な短章は、残されたる諸々の断片にも増して、その意味が極めて曖昧たるを免れない。のみならず、此のやうに多義的な含蓄こそ、反つて箴言のもつ本來的な効果なのである。恰かもデルプヘイの託宣が曖昧であるのと同様で

ある。従つて、ソロンの眞意が何處にあつたかは明かではない。けれども個人意識が明確になつて來てゐるといふことは認めなくてはならない。

かくの如く個人意識が明確になつて來てゐるといつても、アルクヒロクホスのやうに、主我的、個人的になつたのではない。反つてソロンにおいては集團的市民生活への關心がより重きをなしてゐるのであつて、いはば人間自覺が高まつたといふことなのである。

ソロンが熱狂的にサラミス占領に傾倒したといふことの意味は(Plout. Solon 8-10)、アテナイへの出入の門戸が、従來アッチカの東岸ブラシアイ(Phaia)の港であつたのを、サラミス灣の方向に轉換せんがための行爲であつたと解される。即ちそれはアテナイが海上に發展しゆくための必至の勢であつたのである。農本的なスバルタがメッセニアに出兵したと同じ程度において、海上に發展せんとするアテナイにとつては、不可避の勢ともいふべきものであつた。だからアリストテレスも、

「これらは然しながら機會の結果と思はれるのであつて、ソロンによつて企てられたものではなから」(Polit.

1274a)

といつてゐるのである。即ちサラミス攻略は、單にソロン一人の政治的先見、もしくはその英雄的行動に歸せらるべきではなく、いふならばアテナイ市民の國民的な動向であつたと考へなければならぬのである。ソロンはさういふ集團的民族的な動向の旺盛な時代に呼吸してゐたのである。

さればソロンが全市民のため、國家のためといふことを念頭において心勞したのも偶然ではないのである。ソロンの有名な規定のうち、内亂の際にその何れにも味方しないもの、即ち中心してゐるものは、國家の大事に向つて冷淡であるといふ理由で、市民權を剝奪するといふことがみえてゐる(Arist. Athenaeon Politika 8 §5; Plout. 諸々の復讐のおぼき事について)。これは國家の危機を餘所にして個人生活の安泰を計るといふことを不當と考へたからであり、畢竟、獨善主義、個人主義の排撃に他ならないのである。これほど個人生活を集團生活に密着せしめた提言といふものは、未曾有のことに屬する。

中立を排撃したといふことの半面には、既に屢々のべた如き内訌の存在を反映してゐるのであるが、彼はかかる内訌が強く激しかれと望んだのではない。反つて轉換期に際して、よりよき秩序に向つて、國民の關心を集中し、國民の熱意を之に傾けしめんとするの意圖であつた。彼は國民の輿望を擔つて、内訌の仲裁者(Diallaktes)、新秩序建設の立法者(Nomothetes)として選ばれたのであつた(Plout. Sol. 14)。

ソロンはかくて民衆の指導的位置に立つたのであるが彼の考へるところによると、従來の民衆指導者の心は不正であつて、之が抑も國家を没落せしめる一つの原因であつた(fr. 4)といふのである。

従來としても、「正しい」(dikaios)といふ言葉は、イリアスの若き部分やオデュッセイアにみえて居り、また別に説いたやうに正義(dike)といふ言葉も既に用ひられてゐる(拙稿「正義」について参照、京大紀元二千六百年記念論文集所載)。しかし、それを「正しい事」(dikaiosune)といふ言葉によつて、「正義」を解剖的、反省的な概念にまで性格つけて使つたのは、恐らく彼に初まるのであらう。

彼は「正しい事」(δικαιοσύνη) [Peri dikaiosune] と題する詩を書いてゐる(fr. 13)。正義を盛にといたヘシオドスに比較して、ソロンが正義に對する心構えは、一段と深まり、一層の緊張をみたことが思はれるのである。

「如何なる市が最もよく形成されたとなすか」と問はれたのに答へて、ソロンは、

「損害を被らざる人々が、損害を被りたる人々と同様に、加害者を告訴し罰しうる如き市である」(Plout. Sol. 18)

と答へたさうである。そして此の時以來、アテナイの市民は、被害者に代つて加害者を告訴する權利をえたといはれてゐる。

即ちここでは、不正や不法が單に當事者の間の私的な關係に限られるものでなく、公安を紊すといふことが市民一般の利害に結びついてゐるといふことが明確にされたのである。一つには、集團生活の意義に對する反省が深まつたといふこと、それと同時に、正義が普遍的な政治原理として適用さるべきことが、十分に確認されたといふことが知られるのである。昔、ホメロスの時代に騎

士の徳目としてあつた義憤と同じ精神が、唯、個人的な徳として説かれるのではなく、協同生活をする者一般の負ふべき責任の一端として取上げられて來たのである。

吾々はそこに深き歴史の意味を感じるのである。

二

かくの如き正義の根柢の上に立つ具體的な秩序の規範が法 (thesmos) である。従つて法は

「善人にも悪人にも——（それは道德的な意味の善人悪人ではなく、恐らく氏族制國家における身分の上下を示す言葉であらう）——平等なもの (homoios)」として作られたものである (Fr. 36; Arist. A. P. 12 § 4)

法の平等といふことは、文獻的には、ここにみゆるのが最初である。後には嚴密に主張されるところであるが、ここにいふ意味は、人間が法の前に平等だといふ十分な意識において主張されたかどうかは頗る疑問がある。第一に平等といふことが、果して觀念的な平等を目標としたかどうかが問題であり、第二には、ほんたうに平等の

精神に徹してゐたかどうかが問題である。

ソロンが仲裁者に選任された時、彼がかねてから「平等 (toion) は戦を起さない」といつてゐたといふので、貧富兩者から非常な期待を以て迎へられた。即ち貧民は數と量とにおいて平等に所有せんことを思ひ、富者は名譽と地位と (kata katareos) の平等を思つたからであるとプルタルクホスは傳へてゐる (S. 17)。即ち「平等」といふ時に、人々が聯想したところは、物心兩面の平等であり、具體的なものを思つてゐるのである。就中、氏族制國家の成員としては、氏人としての平等は、單に權能の平等ではなくして、その地盤となり背景となるところの土地所有の均等を前提としてゐるのである。だからソロンが平等を標榜した時に人々が土地均分を考へたとしても無理ではなく、少くとも、吾々ばかりな事情を念頭において考慮しなければならぬのである。

土地の割換、土地再分配、への要求は零落せる氏人によつて起されるのが常であつた。就中、戦による疲弊と戦勝による獲物の分配とに伴ひ、土地再分配の要求は、

戰の際に屢々發生をみた(*cf. Arist. Polit. 1307 a*)。また傳説によれば、ルキクルゴスの如き立法家は、之を實行したと傳へられてゐる(*Plout. Lukurgos, 8*)。このことは目前の急を救ふための政策であつたばかりではなく、氏族制度の復原と強化とのために最も有效な手段と考へられてゐたからであつた。平等を説くソロンが、土地分配を約束したといはれるのは、此の意味からありうることであり、少くとも貧民はそれをソロンに期待したことは確實である(*討論 Plout. Sol. 14*)。

之によつてみれば、平等といふことは、後世考へられるやうな觀念的なものではなく、より具體的に、富の平等といふことをさしてゐたのではなくかと思はれるのである。實際また彼が「正しい事について」歌つてゐる断片をみても、單に理論的な正義觀をとくのではなく、富を不正に獲ることを戒め、神よりの贈與物としての富の永續を説いてゐるのである。そこには富の平等を計る意志の存在をみる事が出来る。有名な負債免除(*Seisachtheia*)¹⁾を行つた如きは(*Plout. Sol. 15; Arist. A.*

P. c. 6)²⁾、その實際政策としてのあらはれてゐる。

けれども多くの富が教養をもたず心情的低劣なるもの手に歸した時、動もすれば民衆の不遜なる行動となつて發露し易いのである。ソロンはそれを懼れた(*H. 6; Arist. A.P. 12 § 2*)。従つてまた十分な特權を與へ、名を奪ふこともなく、さりとて望むまでに與へることもしなかつたのである(*H. 5; A. P. 12 § 1*)。否、人民の期待した土地再分配の如きには手を染めることなく、またその意志もないことを洩らしたのである。之がために、不當の利益を僥倖せんとしたものに悪用された程であつた。*(A. P. 6; Plout. Sol. 15)*。

ソロンは元來名門の出身であつて、彼の思想の中には、舊貴族的精神の名残さへあつた。

「貴族が、豊かな祖國の土地について、賤しきものと平等の分前(*isonomia*)をもつといふことは、快いことではなく」(*H. 34; A. P. 12 § 3*)

といつてゐる。また一定の限度以上に土地を所有することを禁じたといふこと(Arist. Polit. 1266 b)³⁾

もと、富の均衡を維持する一つの手段ではあつたが、その反面には、新興の富者のために、その中には多くの外來者が居た筈であつて、彼等によつて祖國の土地が併合されることに對して、甚しき惜別の情をもつたといふことを波みとることが出来るのである。

かくして平等といふ觀念は、貧窮なる者にとつては、専ら財産の平等、就中土地所有の均等を意味した。少くともそれは氏族制國家における平等の眞味であつた。ソロンが平等を説く時にも、恐らくかかる時代の通念と共通するものをもつてゐたと斷定しても誤りではないであらう。

然しながら現實における富の不平等は、必ずしも神の意志に背馳するものではないと考へ、土地の平等所有といふことに、最も躊躇を示したといふ點は、祖國の土地が、異氏族の手に歸することを惜しんだことを別として、ソロンが現實の事態を正しく理解したといふべく、そこに時代轉換の把握に誤なかつたことを考ふべきである。だから實際政策として、富の差等による身分制を設

けてもゐるのである。かく考へてくると、彼がとくところの法の精神は、當時の意味において十分平等に徹したものでもなく、また後世考へるやうな、法の平等といふ意味に徹したものでなかつたのである。

従つて後世ソロンの制度について評價する者は、彼を以て或は平等を考へたとなし、或は寡頭的な制度を布いたものとするのも、決して謂れないことではない。

大官の選舉、裁判、アレオパゴス會議などの施設によつて、民衆が投票權をえたことは、確かに平等化の一面であり、アリストテレスが、是等の點から考へて、「人民はいはゞ憲法の主となつたのだ」と評し(A. P. 9 § 1)、また寡頭政治を終止せしめ民主政治を建設した鼻祖であると考へるのも(Polit. 1273 b)、一面妥當な評價であるといひうる。之に對して、富による身分の差別を確立したといふ點から見るとは、例へば後に出現した四百人會の如き寡頭政治において(A. P. 31 § 1)、或はルムサンドロス(Lysandros)がアテナイに三十人政治を行つた際において(A. P. 31 § 1)、所謂「古法」として遵奉した

ものは、實に此のソロンの制度の精神であつたのである。

三

かくの如く或は民主政治家、或は寡頭政治家が、各々、自らの立法に際して、指導精神をソロンに仰いだのであつて、このことは、反つてソロンの立法の中に兩者の精神に相通するものを包含してゐたことを示すものといはなければならぬ。換言すれば、ソロンの立法の精神が「平等」において徹底せざるものを含んでゐたことを暴露してゐるのである。

畢竟ソロン立法の精神は、正義に立脚し平等を目標としてゐたとはいへ、所謂「度を過ぎぬ」(Μεδεν ἄγαν)といふことが中心觀念として支配してゐたといはなければならぬ。

此の點からいへば、彼は明かに過渡的な妥協的な政治家であつたといふべきである。

更にアリストテレスの、折衷的な政治思想を憶ふ時、ソロンのかゝる微温的な觀念に示唆されるところが少くなかつたと考へられるのである。

ソロンにおける妥協的性格は、必然的に氏族制度についても惜別感を伴はざるをえないのであるが、それは僭主に對する考のうちにも明かに知りうるのである。

元來ソロンは協同體としての國家維持を考へてゐるのであるが、彼はそのために權力への絶對服従を要求してゐる。

「たとへ正しからうと、また正しくなからうと、權力者に聽從せよ」(F. 411)

といつてゐる。それにも關らず、彼は自ら僭主となることには絶對に反對したのである。彼自らは、先きにもものべたやうに、仲裁者又は立法者とはなつたけれども、決して僭主とは呼ばれなかつた。

「僭主政治は景勝の土地ではあるが、退路がない」といひ、また友人のプホコス(Phokos)に向つて、

「自分は祖國を手離し、吾が手を僭主政治と、容赦もせぬ暴力と、に手をつけなかつた。そのために自分の

名聲を汚し辱しめたとしても、自分は決してそれを恥ぢない。むしろそれは全人類に遙かに優るものありと思ふ」

と告げたことさへあつた (Plout. Sol. 14)。恐らく彼にその意志さへあつたならば、容易に僭主となりえたであらう。しかも敢てその地位に就かうとはしなかつたのである。

「ソロンは深謀ある者でもなければ思慮ある者でもない。何故なら神が與へた幸運を自ら享けようとはしなかつたから。彼は獲物を網の中にもちながら、恰かも勇氣も知慧も失つた人のやうに、驚いてその大網をひきよせえない。若し自分に、多くの雷と、またアテナイを唯の一日でも僭主として治める力があつたならば、などと思ふ。さすれば、やがて皮を剝がれても好いし、自分の家が没落しても構はないのだが」(Plout. Sol. 14)

といふ手紙を書いてゐる。之をみれば彼の立場は知りうるところである。即ち事實上はアテナイの統治を行つて

居り、僭主にならうとすればなりえたのであるが、ソロンは敢てそれをしなかつたのである。獨裁的な權力を振ふことによつて、アテナイの市に、將來再建されえない程な混亂をまき、またそれが統一されえない程な混亂を惹起しはしないか、といふことを甚だしく恐れたからであつた (Plout. Sol. 15)。僭主の非正統性、また他國にも見られるやうな成上り者の執政といふことを、極度に排撃する意圖がみえるのであつて、彼の思想の根柢には、來るべき新らしき秩序は豫想しながらもなほ抜き難き舊制度への愛着が感ぜられるのである。

ソロンは自ら僭主たることを敢えて企てなかつたばかりではない。僭主の出現を極力阻止しようとしたのである。しかも時代は僭主の出現をみようとしてゐた。未だ雨降らざるに先つて、隔戸は綢繆しなければならぬ。

「雪や霰の力は雲から來る。雷はその電光から生ずる。市が或る強大者に破壊せられ、民衆が獨裁者に隸屬するといふことは、無智から來るのである。陸地から遠ざかり過ぎては港に泊ることは容易ではない。萬

事は手遅れとならぬ間に考へなければならぬ」

(Diodorus Siculus IX 21)

と。これはソロンが僭主の出現せんとするのを警戒した言葉である。

ペイシストラトス (Peisistratos) が僭主とならうと意圖するのを知つたソロンは、全力を盡して之を阻止せんとした。或る時槍と楯をもつて議會に赴き、ペイシストラトスの野望を議會に告げ、彼に反對する自分を助けよと人々に説いた。そして、

「自分は諸君の中の或る人々よりは賢明であり、或る人々よりは勇敢である。ペイシストラトスの僞購を認めぬ人々よりは賢明であり、また彼を恐れて沈黙せる人々よりは勇敢である」

といつた。議會の人々は、ペイシストラトスの一味であつたので、ソロンは氣が狂つてゐるといつた。ソロンは「眞實はわかる。自分が狂氣してゐるか否かは問もな

くわかる」

と答へたと傳へられてゐる (Diogenes Laertius, Solon)

49)。

ソロンがこのやうに注意したにも關らず、人々は彼に耳を傾けず、遂にペイシストラトスの僭主政治が出現した。ソロンは議會に向つて之を打倒すべしと懇願した。

「僭主の成立せざるに先だつて、之を抑へることは固より容易である。しかし成立した今となつては、之を倒すことが一層光榮であるだらう」

といつて市民を激勵したといはれてゐる (Plout. Sol. 30)。

ソロンが僭主政治に對して示した歎焉の情は、一つには先きにものべたやうに、氏族制度に對する追慕愛着から出てゐるが、二つにはまた將に來らんとする民主政治の精神が、彼の胸中に芽生えてゐたからである。元來僭主政治そのもの、性格が過渡的なるものであるが、これに反對したソロンの態度も亦、新舊二つの政治形態の間に横はる中間的なものである。唯ソロンがより多く舊秩序に傾いてゐたといふべきである。

四

次にソロンの所謂「法」が、絶對的なものでなかつたことに就いて考へてみよう。

スクュタイ(Scythia)の賢者アナクハルシス(Anacharsis)が、

「法は蜘蛛の網のやうなものである。負しい者弱い者が之にかかるだけで、強力ある者は之を破つて逃げてしまふ」

と言つたのに對して、ソロンは

「之を破らぬ方が有利である限りは破るものではない」

と答へた(Plout. Sol. 5)。

此の答へのうちには、法は一つの人爲であり、人間相互の利益のために、また社會の福祉増進のために制定せられたものであるといふ思想があらはれてゐる。即ちここでは法が相對的なものであると考へられて居り、普遍的絶對的なものだと考へられてゐないのである。後に

喧しく論議せられた法が人爲か自然かといふことの反省は、ここに既にその片鱗を見出すのである。

ここにいふ法は、社會的規範としての法が意味されてゐる。

正義を神の子であるとするヘシオドスの思想においては、正義は神のものである。正義が神の意志に出づるとなすかぎりにおいて、それは法に普遍性を認めてゐるべく考へられる。けれどももとよりそれは、歴史を超えた、人間一般に通すべき人倫的な規範である可き筈である。

イリアスに示されてゐるやうに、神の時々の出來心によつて、人間に懲罰が降されるものだといふことを許すとすれば(Ilias II 5 卷; Rantlt; Jealousy of the Gods p. 88)、神の意志といふものは、必ずしも、正義の絶對的規準ではありえない。況して嘗つて述べたやうに(拙稿「エポスにみゆる希臘政治思想」八節参照)、「罪」(Aie)が神の娘であるといふ思想においては、罪惡の責任は人間にはない筈である。

人間の無智が人間に不幸をもたらすものだといふ、オデュッセイアにみゆる思想は (Od. I. 323)、神にはなく人間に、生活の責任を感じしむる思想であつて、こゝに倫理的な責任感の芽生えがある。イリアスに比較して、規範に對する内容的發展があり、倫理についての反省が高まつてゐる。そしてそれはヘシオドスに傳はり (Erga, 133) やがてまたソロンに傳はつたのである。

「諸君は、自らの過誤によつて、激しく悩むとも、そのために神を怨んではならない」

といふソロンの言葉は (H. 10)、先きに擧げた、民衆が無智の故に獨裁者の桎梏に陥るといふ斷片 (6) とともにオデュッセイアの倫理思想の流れを汲むものである。

けれどもヘシオドスにおいては、人間が禽獸魚介と異なる所以として正義が考へられて居り、之に基いて人間社會の秩序の源泉となる法が成立するといふのである。即ち時處所縁を選ばない普遍的な原理である。それにひきかへてソロンのいふところの法は相對的である。彼が人から、

「最上の法をアテナイ人に與へたか」
を問はれた時に

「彼等が受容さるる限りの最上のものを與へた」と答へてゐる (Prot. Sol. 16)。それは最早普遍的原理による法ではなくて、民族なり歴史なりの事情に妥當するところの法である。歴史的社會的な背景を基礎とせる立法であつた。即ちそれは絶對的原理による法ではなく、相對的なることを認容した立法に他ならない。

ヘシオドスの正義觀は、人間一般に通ずる規範であつた。勿論その中には、社會的立法の原則たる意義が含まれてはゐる。けれどもそれがまだ發現するに至つてゐないのである。即ち社會的國家的な制度に對する法の關聯は、まだ十分に明かではないといはなければならぬ。

それがソロンにおいては、法が相對的なものであると認容されたのである。之によつて倫理的規範としての普遍的なものと、歴史に根柢をもつ國家的社會的な法との間に、區別が漸く考へられて來たといふべきである。かくしてソロンにおいて、倫理思想史から政治思想史がはつ

きりと分岐するのである。

五

法の相對性を認める以上は、國々によつて區々たる法律の出現することを豫想せしめる。それと同時に、法と國と、規範と歴史と、の連繋を密接ならしめたことを注意しなければならぬ。

成文法の出現は氏族制度崩壞の一過程であることは別に説くところがあつた（拙稿「大地の力」参照）。即ち成文法は非民族的な都市國家の出現と併行するのである。氏族に繫縛されてゐた同じ人間が、氏族を離脱した新たな連結においてポリスは成立する。民族的な關聯を離れた人間が、新たに營む協同體としてポリスがある。だから立法家の出現は古典的ポリス成立の姿に他ならぬ。

法が相對的であるとしても、一つの法は一つのポリスにとつては絶對的である。法はポリスによつて規定され、またポリス存立の基礎には法がある。だからソロン

も、法を守らぬ時、即ち正義に従はない時、には現實に國に擾亂が発生すると歌つてゐる(Pl. 704)。それは市民の正義と不義とが直ちにポリスの生活に重大な結果を及ぼすことを示したものである。正義であり不義であつてはならないのは、單に個人の問題ではない。重心は個人をはなれて國家的な原理にまで移行したことを推測せしめる。法に従ふか法を破るかといふことは單に個人の運命に關るにとどまらない。實にポリスの運命に關係するのである。

「その祖國と法とを守るために、自分は全力を盡した」
(Plout. Sol. 30)

といふソロンの言葉は、法と祖國の運命とを同じ函數において重視したものである。

「法を守ること、猶ほ城壁を守る如くでなければならぬ」

とするヘラクレイトス(Herakleitos) (fr. 44) 的な思想は、ここに胚胎してゐる。従つてまだ國家の發展は、新たな法を求めて生活を展開するところに期待され、ま

たその法の展開のうちに、生活の發展が求められねばならなくなるのである。

スパルタにおいては、氏族制度を存続する間に祖國感が保有された。ひきかへて小アジアにおいては早くも舊民族的祖國が失はれ、之に代るものとして非民族的なポリスが起り、それが新らしき祖國となつた。嘗て説いたやうに、立法家、仲裁者、審判者、僭主などと呼ばれるものは、新たな祖國の建設者であり、その政治的指導者であつた。ソロンも亦その一人である。

彼が若くして世界を遍歴したことは、單に貿易のためのみではない。一つの傳説の傳へるやうに、博く知識を世界に求めたのであつた。「外國に友人をもつこと」を幸福の一つに計へるソロンであつた (H. 23)。彼が人間としての知見を博むるに志したことが知られるのである。

「自分は、學問の探求の中に年老いた」

とも言ひ (Plaut. Sol. 2; cf. 26; Arist. A. P. II § 1)。また、サプホ (Sappho) の句を好んでその甥に教へ、何のためにと問はれた時に

「自分は學びそして死なむ」

と答へたとも傳へられてゐる (Stobaeus, Anthologia 29, 83)。

ソロンがアテナイにおいて實際政治に參與したことも、かかる精神による生活の具現であり、彼の立法も此の精神の實現であつた。即ち政治は、彼にとつては「學ぶ」ことに他ならなかつた。「學ぶ」ことは「知見による生活」であつた。ポリスは實にかかる知見の下に人間の完成さるべき舞臺であつた。一つのポリスは、世界の市々の間に立ち、之と對立する祖國を形成した。祖國は單に血に結ばれ、人間が生れ死するところの地區ではない。人間が人間としてよりよく生きるために、缺くべからざる身體なのである。主我的に目醒めた人間も、遂に主我的にのみたたりえざる人間であることの自覺を、祖國に見出したのである。

クエプロスにペロクエプロス (Philoklupros) といふ僭主があつた。彼はソロンが他の僭主にも超えて賞讃した男であつた (Herodotos V 113)。ソロンは彼に勸めて、

市をもつと低い美はしい平野に遷さしめた。更に之を擴張して、人々がより楽しく生活の出来るやうにと計畫した。ソロンはその地に滞留し、人々の面倒をみた。そして最善をつくして住民の便利と安全とを計つたのであつた。そこで多くの住民は此の僭主の周圍に集り、他の君主はプロクネプロスを羨むほどにも成つた。此において僭主は、今迄アイペイア (Aipeia) と呼ばれた市の名を、ソロンの名に因んでソロイ (Solo) と改め、以てその徳を顯彰したといふ。

而もソロンは人々を集め、エレグイオンを作つてプロクネプロスに告げた。

「自分は貴下並びに貴下の子孫が、永くソロイの主たるんことを祈るものである。けれども自分は、紫の冠のクネプロスの名高き島から、障なく乗船して急ぎたいと思ふ。なほ此の逗留の後も自分に對して愛とよき名とを許されたい。そして吾が祖國の地に恙なく還らしめ給へ」

と歌つたといふ話が傳はつてゐる (Plout. Sol. 26)。

此の話のうちに、ソロンの考へたポリスといふものの性質が判然としてゐると思はれる。即ちそれは人々の生活を、より便利に、より安全に、より楽しくせしめる地盤であつた。人間がその生をよりよくせしむる根據としてポリスが設計せられたのである。ソロイの人々はそこに樂しき生を營むのである。しかもソロンは「安全に自分の祖國に還らしめ給へ」と祈るのであつて、人々その祖國を有するのである。血につながり、歴史に結びつけられる人間にとつては、唯、目前の生活が安易幸福であればよいのではない。否、歴史に生き、傳統にながれて生きなければ、眞の幸福はないのである。かくて主我的な人間において失はれた祖國は、再び人間の手に歸ることとなつたのである。

アッチカにおいても、アテナイを中心として部落生活が都市中心に變化をみた。それがためにアッチカ人と呼ばずに、爾來アテナイ人と稱するやうになつたのである (Fra. 2, 4)。ソロンは單によりよきポリスとして考へたのでなく、飽くまでもアテナイを祖國と觀じたのである。

イオニアに移つた人々が、祖國の言葉を忘れゆくのを慨嘆してゐるのも (fr. 36; Arist. A. P. 12)、強き祖國愛のためである。かくてソロンこそ、ポリスの推進者であつたとともに、アテナイを祖國として自己の全生命を此の都市に託した人であつた。

六

かくて自由な人間として、血族的同胞の繫縛を超えつゝ、遙かにそれと固く結び合ふところの人間によつてポリスが成立した。自由なる個人の歴史の結束において都市國家が完成する。人間の舊き氏族の結束から離脱しつゝ、しかも歴史的な且つ新らしき政治的結束として都市が出現したのである。かかる都市は、結束を鞏固にしつゝも、而も人間の個人的活躍の最高舞臺であり、かかる都市において、はじめて眞の人間が具現するのである。アリストテレスのいふ、人間がポリス的につくられたものだといふ言葉も、ポリスをもたないものは、動物か神かであるといふ考も、ここに自覺的成立をみるにいたる

のである。

此の意味においてソロンのいふ所の祖國 (Patrie) は、全く氏族の父祖の國といふ以上の含蓄があり、ホメロスの時代とは全く異つたパトスをもつのである。勿論サラミスの詩は、氏族の祖國觀の上に立つのみならず、全體としての彼の政策の中には、なほ氏族精神の殘滞の存することは既に説いたところである。けれどもその故にこそ彼のポリスが、單に人間的ポリスでなくて、歴史的ポリスであり、實に祖國であることが出來たのである。祖國でありうることによつて、眞に政治的なポリスを考へたといふことが出來るのである。

かくてソロンの時代、ソロンその人において、はじめてギリシアの國家が政治的自覺をえたといふことが出來るのである。但し嚴密にはギリシア的といふよりは、アツチカ的といふべきであるかも知れない。けれどもギリシア文明全般に漲るアツチカ的色彩の強さを思ふならば、ギリシア的と呼んでも妨げないであらう。

七

以上縷説するところを綜觀するに、本來人間が政治的であるといふことは、人々が意識すると意識せざるを問はず、人間必然の姿なのである。それがソロンにおいてはじめて意識されたといふことが出来る。またその秩序の根柢に正義があり、その正義に則つて法があるべきことは、當時靡氣にはあるが既に意識されたところであつた。それが如何なる形態をとるかといふことは、その國の歴史、その住民の好尚の如何に關るのであるが、ソロンにおいて法が正義に則りつつも、その人爲的相對的であることが考へられた。そのことは、法の歴史性、現實性における把握として注目されねばならない。彼において新らしき祖國感が芽生えたことも、その歴史性への反省から、當然の歸結であつた。そこにまた祖國と法との函數的關係が考へられて來らざるをえなかつたといひうる。

此の事は更に法の變異とポリスの變異とが相關聯する

ことを示すとともに、人々の傳統的な好尚によつて、ポリス形態の變異することの可能をも示したといつてよい。僭主が好いか或は悪いかといふ好尚に従つて、自ら之に當る者もあり當らざるものも生じたのであり、また之を許容する國家もあり、許容せざる時代も生じたのであつた。如何なる形態が好いか、ポリスを如何なる形態に導くべきか、について、獨自の主張をもつ政黨々派の對立も、かくて當然發生しえたのである。そして法を中心として國家の動きゆくべきことの主張が段々高まつていつたのである。

また人々の好尚は歴史的なものであつて、單なる偶然や恣意ではないために、法が本來如何なる根據をもつべきかといふことも、避くべからざる問題とならざるをえなかつた。例へば、法の根據としての正義、平等などの意義について考察されねばならなくなつた。従つてまた、所與的な政治の批判ではなく、創造的目的的に政治を考へねばならなくなつてゆくのである。將來如何なる國家を創り出すべきかといふことも、考への對象としてとり

入れられ初める。政治の原理、運用、改善など、すべての政治學的な思想は、ここに問題となり來る初段階に入つたといつて好い。吾々はソロンにおいて初めて政治思想の誕生をみるといふべく、眞のギリシア政治思想史は之より考察の旅に出るのである。